住所　愛知県豊橋市住吉町180番地2
趙金済　昭和39年10月4日生
具美根子　昭和43年5月25日生
趙慧来　平成7年6月23日生
趙真奈　平成12年7月28日生
住所　愛知県あま市下萱津長者7番地
李晃暢　昭和58年2月23日生
住所　愛知県豊田市渡刈町3丁目124番地
朴雅子　昭和59年3月26日生
住所　愛知県田原市片西2丁目80番地
李根洙　昭和51年9月5日生
住所　愛知県豊川市伊奈町佐脇原415番地263
李龍満　昭和28年12月24日生
住所　京都市左京区岡崎北御所町20番地10
金正弘　昭和26年12月17日生
尹正子　昭和32年5月3日生
金阿伊　平成4年1月28日生
金載華　平成6年4月18日生
金載光　平成6年4月18日生
住所　京都市中京区二条通烏丸西入東玉屋町486番地
金愛美　平成2年1月6日生
住所　京都市下京区七条御所ノ内南町7番地
南治寿　昭和57年5月28日生
住所　大阪市福島区福島3丁目1番49―1108号
南結花　昭和62年2月8日生

○外務省告示第四十号

パキスタン・イスラム共和国政府は、昭和三十六年二月七日に東京で及び昭和三十六年三月七日にラワルピンディで署名された「日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定」を廃棄する意思を平成二十六年二月十八日に日本国政府に通告した。よって、同約定は、その第二十三条2の規定に従い、平成二十七年二月十九日に効力を失う。

平成二十七年二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四十一号

平成二十七年一月二十三日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十七年三月二十九日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったタンジュンプリオク港アクセス道路建設計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十四年七月二十日付けの口上書により平成二十七年一月二十八日まで延長された。）がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により更に平成二十八年十二月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十七年二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四十二号

平成二十七年二月三日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十七年二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成二十六会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千四百三万円（一二四、〇三〇、〇〇〇円）とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年二月三日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・ケネディ閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年二月三日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第四十三号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十七年二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

取極		
アル・カラマ国境治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文（平成二十四年五月十七日付け）	贈与の供与期限の延長のための口上書の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
	平成二十七年一月三十一日	平成二十九年一月三十一日

○財務省告示第五十八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十六日

財務大臣　麻生　太郎

福岡財務支局長崎財務事務所の項中「長崎県長崎市万才町二―十二」を「長崎県長崎市筑後町三―二十四」に改める。

○財務省告示第五十九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十六日

財務大臣　麻生　太郎

福岡財務支局長崎財務事務所の項中「長崎県長崎市万才町二番十二号」を「長崎県長崎市筑後町三番二十四号」に改める。

○国税庁告示第三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十六日

国税庁長官　林　信光

熊本国税局の項中「中央区二の丸一番二号」を「西区春日二丁目十番一号」に改め、旭川中税務署の項中「宮前通東四千百五十五番三十一」を「宮前一条三丁目三番十五号」に改め、大船渡税務署の項中「下館下」を「下舘下」に改め、長井税務署の項中「高野町二丁目七番三十七号」を「四ツ谷一丁目七番十五号」に改め、喜多方税務署の項中「中島七千五百十三番地三」を「花園三十八番」に改め、浦和税務署の項中「浦和区常盤四丁目十一番十九号」を「中央区新都心一番地一」に改め、熊本西税務署の項中「中央区二の丸一番四号」を「西区春日二丁目十番一号」に改め、熊本国税不服審判所の項中「中央区二の丸一番三号」を「西区春日二丁目十番一号」に改める。